

2021年7月吉日

お客さま 各位

株式会社 国際研修サービス
損害保険ジャパン株式会社

お知らせ

<診断書の提出基準の変更について>

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、外国人技能実習生総合保険をはじめ、各種保険をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、外国人技能実習生総合保険等のご請求の際、治療費用が10万円以上となった場合、必要書類として「診断書」の提出をお願いしておりました。しかしながら、このたび、お客さまの利便性向上をはかるため、「診断書」は治療費用が30万円を超える場合に提出いただくことになりましたので、ご連絡申し上げます。何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等ございましたら、以下窓口までお問合せいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

■変更点：30万円を超える治療費の請求には「診断書」の提出が必要となります。

■適用日：2021年7月5日（月）以降に受付する事故から。

※但し、ご請求の内容によっては、金額に関わらず「診断書」のご提出をお願いする場合がありますので、予めご承知くださいますようお願い申し上げます。

以上

<お問い合わせ窓口>

（査定幹事会社）損害保険ジャパン株式会社

海外旅行保険金サービス第一課

TEL 03-5913-3868

受付時間 月～金（祝日を除く） 9時～17時